

沖縄防衛局公務員宿舎管理規則を次のとおり定める。

平成20年4月1日

沖縄防衛局長 真部 朗

沖縄防衛局公務員宿舎管理運営規則

改正 平成22年4月1日沖縄防衛局達第3号
平成23年3月31日沖縄防衛局達第2号
平成31年4月26日沖縄防衛局達第3号
令和2年12月25日沖縄防衛局達第6号

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 宿舎の設置並びに維持管理に関する責任者等（第4条―第6条）
- 第3章 宿舎の貸与（第7条―第14条）
- 第4章 明け渡し（第15条―第18条）
- 第5章 原状回復等（第19条・第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、次に掲げる関係法令等に基づき、沖縄防衛局（以下「局」という。）が設置する公務員宿舎（以下「宿舎」という。）の貸与並びに維持及び管理に関する必要な事項を定めることにより、宿舎の適正な管理並びに効率的な運用を図ることを目的とする。

- （1）国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）
- （2）国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）
- （3）国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、前条各号に掲げる関係法令に用いられるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- （1）管理宿舎 局が維持管理する一般借受宿舎をいう。
- （2）一般借受宿舎 国以外の者が所有する居住用家屋を借り受けにより設置された宿舎をいう。
- （3）職員 局、防衛事務所及び出張所に勤務することを命ぜられた者をいう。
- （4）維持管理機関の長 沖縄防衛局長（以下「局長」という）をいう。

（宿舎の種類）

第3条 宿舎は、有料とする。

第2章 宿舎の設置並びに維持管理に関する責任者等

（設置）

第4条 宿舎の設置及び廃止は局が行うものとする。

（維持及び管理）

第5条 宿舎の維持及び管理は局が行うものとする。

(宿舎担当)

第6条 局総務部会計課管理係に宿舎担当を置く。

2 宿舎担当は、次の事務をつかさどる。

- (1) 宿舎の貸与に関する事。
- (2) 宿舎の維持管理に関する事。
- (3) 宿舎使用料の算定及び債権に関する事。
- (4) 宿舎の調査統計及び報告に関する事。
- (5) 宿舎の現状記録に関する事。
- (6) その他宿舎の維持管理に関し、局長が指示する事項。

第3章 宿舎の貸与

(宿舎の貸与資格)

第7条 宿舎は原則として、局職員及び独立行政法人職員に有料で貸与することができる。

(入居者の選考方法)

第8条 有料宿舎を貸与するものの選考にあたっては、局の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。

(貸与の申請及び承認)

第9条 宿舎の貸与を受けようとする者は、別紙様式第1号による宿舎貸与申請書を局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 局長は、前項の貸与を承認したときは、宿舎の貸与についての承認書を交付するものとする。

(被貸与者が新たに主としての収入により生計を維持する者を同居させる場合の届出)

第10条 被貸与者が新たに主としてその収入により生計を維持する者を同居させようとする場合は、別紙様式2号による宿舎貸与申請変更届出書(同居人の変更)を局長に提出しなければならない。

2 前項の承認は、宿舎設置の目的に反せず、かつ、その理由がやむを得ないと局長が認める場合に限るものとする。

3 局長は、臨時同居を承認したときは、その承認書を交付するものとする。

(自宅を取得した場合の届出)

第11条 被貸与者が自宅を取得し、引き続き宿舎の貸与を希望する場合は、別紙様式3号による宿舎貸与申請変更届出書(自宅保有の有無)を局に提出しなければならない。

2 局長は、前項の届出があった場合には、職務遂行上の必要性も含め、引き続き宿舎を貸与することの必要性について検討し、第12条による自宅を保有することをもって貸与の必要性が失われない理由であると認められない場合には、届出者の明渡しを請求することができる。

(自宅を保有することをもって貸与の必要性が失われない理由)

第12条 宿舎貸与申請書の「2 自宅保有の有無」欄にある自宅を保有することをもって貸与の必要性が失われない理由とは、通勤に要する所要時間により勤務に支障をきたす場合をいう。ただし、局が職務遂行上必要と認める特別な理由がある場合は、自宅を保有することをもって貸与の必要性が失われない理由とすることができる。

2 前項に規定する勤務に支障をきたす場合とは、自宅の所在地が当局から10km範囲外地域であり、かつ自宅から勤務地までの通勤に要する所要時間が、10km範囲内から勤務地までの通勤に要する所要時間を超える場合をいう。

(長期不在時の届出)

第13条 被貸与者は、研修、出張及びその他の事情からやむを得ず1ヶ月以上不在にする際には、当該宿舎管理人等の確認を受け、別紙様式第4号による宿舎長期不在届出書を局に提出しなければならない。

(入居者の費用負担)

第14条 次の各号に掲げる費用は、被貸与者及び同居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び電話並びにその他居住者の負担とすることが適当と認められる費用
- (2) 共益費
- (3) 汚物並びに塵芥の処理及び保健衛生に要する費用
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入居者が通常負担しなければならない修繕等に要する費用

第4章 明け渡し

(明け渡し)

第15条 被貸与者は、宿舎を明け渡すときは、別紙様式第5号による宿舎退去届を、家主等の点検を受けた後に局に提出しなければならない。

2 被貸与者は宿舎を明け渡すときは、管理人等による点検を受けなければならない。この場合において、修繕の指示を受けたものについては、被貸与者の負担により修繕を行うこととし、当該宿舎を正常な状態において返還しなければならない。

3 被貸与者は、宿舎を明け渡した後に入居者の責に帰すべき事由による損傷又は汚損箇所が発見されたときは、自己の負担により責任をもって修繕しなければならない。

(明渡猶予の申請及び承認)

第16条 宿舎法第18条第1項の規定により宿舎を明け渡さなければならない者が、同項ただし書きの規定により引き続き当該宿舎を使用する場合には、同項の規定する期限までに、別紙様式第6号による宿舎明渡猶予申請書に在学証明又は診断書等の公的証明書を添付した上で、局長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 局長は、前項の宿舎明渡猶予申請書の提出があった場合において、その理由が相当であり、真にやむを得ないと認めるときには、6ヶ月の範囲内で明け渡すべき日を指定してこれを承認するものとする。

3 局長は、前項の承認をしたときは、その承認書を交付するものとする。

(宿舎の損害賠償の軽減申請及び承認等)

第17条 宿舎法施行令第16条かっこ書きの規定により宿舎の損害賠償金の軽減を受けようとするときは、別紙様式第7号による宿舎損害賠償金軽減申請(承認)書2部に在学証明書または診断書等の公的証明書を添付し、宿舎法第18条第1項の規定による宿舎を明け渡さなければならない日。(以下「明渡期日」という。)の1ヶ月前までに、局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請(承認)書には、当該被貸与者又は主としてその収入により生計を維持する者を引き続き当該宿舎に居住させておくことがやむをえない旨の当該被貸与者の任命権者又はその委任を受けた者(以下、「任命権者等」という。)の証明を付さなければならない。

3 局長は、申請(承認)書の内容を審査の上、次の各号の一に該当する場合で、これを認めたときは、その定める期間に限り、損害賠償金を宿舎使用料の1.1倍に軽減すること(以下「軽減措置」という。)ができる。

- (1) 宿舎の貸与を受けた者が、出向する場合。

(2) 宿舎法第18条第1項第1号に該当する事由により、当該宿舎を明け渡さなければならない場合であって、次に掲げるいずれかの場合に該当するとき。

ア 居住者の同居者が肢体不自由等心身に障害を有し、又は病気のため住居の移転が極めて困難な場合

イ 職員が、発令時において、その子弟（原則として、小学校、中学校、高等学校に在学中の子弟とする。）の教育上、直ちに住居の移転をすることが困難な場合

ウ その他局がやむを得ない事情と判断したとき

(3) 宿舎法第18条第1項第3号に該当する事由により、当該宿舎を明け渡さなければならない場合であって、直ちに住居の移転を行うことが困難な場合。

4 軽減措置ができる期間は、原則として、明渡期日から3年を越えないものとする。

5 局長は、宿舎の損害賠償金の軽減を承認したときは、被貸与者に当該申請（承認）書1部を被貸与者に交付するものとする。

6 被貸与者、第4項に定める期間において、第3項第2号に該当しなくなった場合には、直ちに局にその旨をを通知しなければならない。この場合において、当該事由に該当しなくなった日の属する翌日1日以降の期間にかかる損害賠償金については、軽減措置を適用しないものとする。

（退職等の場合における宿舎の明渡し）

第18条 宿舎法第18条第1項第1号及び第2号の事由により宿舎を明け渡さなければならない者（以下「退職者等」という。）で、第16条による明渡猶予の承認を行った者のうち、明渡猶予期限経過後なお宿舎に入居している退職者等（以下「明渡未了退職者」という。）に対しては、猶予期間経過後直ちに宿舎を明け渡すことを文書で請求するものとする。

2 前項に規定する明渡未了退職者等に、早急に宿舎を明け渡すことができない事情がある場合には、その具体的な理由及び明渡予定時期を文書で局に報告しなければならない。

3 明渡未了退職者等のうち、特に悪質と認められる者に対しては、指定した期日までに宿舎を明け渡すよう文書で請求するとともに、明け渡さない場合には訴えを提起する旨通告するものとする。

第5章 原状回復等

（退去時の原状回復）

第19条 宿舎の修繕において、負担する修繕の範囲は当該宿舎の管理人等が指示するほか、別紙のとおりとする。

（入居時における修繕の取扱い）

第20条 入居時における宿舎の修繕は、軽微な場合を除き、原則として、被貸与者が管理人等に要求する。家主が応じない場合は局を通じ協議するものとする。ただし、被貸与者による故意又は過失による損傷の修繕についてはこの限りではない。

附 則

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日沖縄防衛局達第2号）

この達は、平成23年3月31日から施行する。

附 則（平成31年4月26日沖縄防衛局達第3号）
この達は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日沖縄防衛局達第6号）
この達は、令和3年1月1日から施行する。

宿舎貸与申請書

令和 年 月 日

沖縄防衛局長 殿

現住所
所属省庁名(官署名)
官 職(職務の級、号俸等)
フリガナ
氏 名

宿舎の貸与を受けたいので下欄のとおり申請します。なお、宿舎の使用に当たっては、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

1 申請の理由 _____

2 自宅保有の有無

自宅(1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸)を保有している	保有していない
(以下該当者が記載)	
自宅の所在地	
宿舎貸与の必要性が失われない理由	

3 同居者

氏名	年令	性別	本人との続柄	職業	備考

(注)独立行政法人の職員の場合には、「所属省庁名」を「所属独立行政法人名」に、「官署名」を「事業所名」に、「官職」を「官職に準ずるもの(当該職員が独立行政法人の役員の場合にあつては、役員である旨を含む。)」に、それぞれ読み替えて記入するものとし、「職業の級、号俸等」は記入を要しないものとする。

宿舎貸与承認書

令和 年 月 日

沖縄防衛局長

上記申請に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についてもあわせて承認します。

記

1 宿舎

種類	構造	所在地		戸番
専用面積	宿舎使用料月額	入居日	備考	

(注)宿舎使用料月額には、自動車の保管場所に係るものを含まない。

2 宿舍貸与の条件

- (1) 被貸与者(宿舍の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意をもって宿舍を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により無料宿舍又は有料宿舍が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 宿舍の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に宿舍を明け渡さなければならない。
 - イ 職員でなくなったとき。
 - ロ 死亡したとき。
 - ハ 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により、宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 宿舍について国等の事務又は事業の運営の必要に基づき、先順位者が生じたため明渡しを請求されたとき。
 - ホ 宿舍の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (6) 宿舍貸与の承認を受けた者は、標記の入居日から10日以内に宿舍に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
- (7) 被貸与者が宿舍を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を届け出るとともに、宿舍を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。
- (8) 被貸与者は、申請書記載事項のうち、2(自宅保有の有無)について変更が生じた場合には、速やかに宿舍担当者へ届け出なければならない。
- (9) 被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、速やかに宿舍担当者へ届出を行い、維持管理機関の承認を得なければならない。
- (10) 宿舍の維持管理の必要に基づき、国において宿舍の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由なくこれを拒んではならない。
- (11) 上記のほか、被貸与者は宿舍の使用についての指示に反してはならない。

沖縄防衛局長 殿

所属省庁名（官署名）
住 所
住宅（宿舎）名・戸番 住宅（宿舎） 号
フリガナ
氏 名

宿舎貸与申請変更（同居）届出書

令和 年 月 日付で貸与承認を受けた標記の宿舎について、新たに下記1の者を臨時に同居させたいので、国家公務員宿舎法施行規則第10条の規定により申請します。

記

1 同居者

氏 名	年 齢	性 別	本人との 続 柄	職 業	備 考

2 同居の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 同居の理由

宿舎貸与承認書

令和 年 月 日

上記の同居者について、承認します。

沖縄防衛局長 殿

所属省庁名（官署名）
官 職（職務の級、号俸等）
住 所
住宅（宿舎）名・戸番 住宅（宿舎） 号
フリガナ
氏 名

宿舎貸与申請変更届出書

宿舎貸与申請書記載事項について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

- 1 自宅保有の有無
自宅（1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を保有した。
所在地
所有者
- 2 宿舎貸与の必要性が失われない理由

別紙様式第4号（第13条関係）

長期不在届出書

令和 年 月 日

沖縄総防衛局長 殿

住宅名及び戸番 住宅 号
所属官署名
氏 名

宿舎を下記のように長期不在にします。
なお、下記の条件については厳守します。

記

1. 目的

2. 行先

3. 不在期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4. 不在中の代理人 住 所
氏 名
連絡先自宅
(電話番号) 職 場

5. 条件

不在期間中、被貸与者は代理人を定め、善良な管理注意をもって宿舎の維持管理を行なわせるものとする。

不在期間中の宿舎の維持管理については、代理人は被貸与者と連帯して責任を負うものとする。

代理人は、現住所、連絡先に変更があった場合には、その旨、ただちに部局及び管理人に届け出ること。

宿舎管理人氏名

別紙様式第5号（第15条関係）

宿舎退去届

令和 年 月 日

沖縄防衛局長 殿

所属官署
氏 名

下記のとおり、宿舎を退去しますのでお届けします。

- (1) 入居している宿舎名
- (2) 宿舎の戸番
- (3) 退去年月日 令和 年 月 日
- (4) 移転先
- (5) 退去の理由

管理人記載事項（退去に関し特に指示した事項）

上記のとおり確認する。

管理人氏名

宿舎明渡猶予申請書

令和 年 月 日

沖縄防衛局長 殿

住宅名
戸番
所属官署
氏名

令和 年 月 日付けをもって となりましたが、下記事情により宿舎の明渡しを猶予願いたいので申請します。

なお、承認のうえは猶予期間内に明渡することを誓約します。

記

- 猶予を要する相手の理由 別紙理由書のとおり
- 明渡猶予期間（予定） 令和 年 月 日
- 宿舎料の支払い方法 給与振込・納入告知書
- 宿舎管理人

宿舎明渡猶予承認書

上記申請に対し、下記条件を附して承認します。

令和 年 月 日

記

- 明渡猶予期間は令和 年 月 日までとする。
- 猶予期間中も使用条件は従来どおりとする。（使用条件については貸与承認書の「2 宿舎貸与の条件」参照）
- 猶予期間中であっても極力明け渡すことに努めること。
- 期間内に宿舎を明け渡さないときは、明渡し訴訟の提起、損害賠償金の徴収等必要な措置をとるので、あらかじめ承知しておくこと。
- 申請書に記載した理由に変更があった場合には、被貸与者はすみやかに宿舎の維持管理機関にその旨を届出なければならない。
- 明渡猶予を承認されたのち、被貸与者が国家公務員宿舎法第18条第2項の規定に違反した場合は、この承認は遡及して取り消すものとする。

別紙様式第7号（第17条関係）

宿舎損害賠償金軽減申請（承認）書

令和 年 月 日

沖縄防衛局長 殿

旧所属官署
職務の級、号俸等
氏 名

現在貸与を受けている次の2に掲げる宿舎にかかる損害賠償金について、次の理由により、国家公務員宿舎法施行令第16条にかっこ書き規定による損害賠償金の軽減を受けたので、所要の証明を添えて申請します。

- 理由
- 宿舎

宿舎名および戸番	宿舎の規格	宿舎の所在地	自動車の指定保管場所

- 現在の勤務先及び職名
- 居住者

氏名	年齢	性別	本人との続柄	職業	扶養手当支給の有無

上記の居住者を引き続き上記宿舎に居住させておくことがやむをえないことを証明する。

令和 年 月 日

任命権者等

上記申請に対し、当該宿舎にかかる損害賠償金の軽減について、下記のとおり承認する。

令和 年 月 日

- 軽減措置の期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 損害賠償金の額 月額 円
- 条件

- 申請書に記載した理由に変更があった場合には、被貸与者は、すみやかに宿舎の維持管理機関に、その旨を届出さなければならない。
- 損害賠償金を軽減することを承認されたのち、被貸与者が国家公務員宿舎法第18条第2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、この承認は遡及して取り消すものとする。